

○農林水産省令第五十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月三十日

農林水産大臣 宮下 一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後

| 別表二（第九条関係） |   |
|------------|---|
| 地域         | 植物  |
| 一（略）       | アキー、アコカンテ<br>ラ・オツポシテイフ<br>オリア、アコカンテ<br>ラ・シンペリ、アジ<br>マ・テトラカクタ、<br>アボカド（付表第六<br>十、第六十四、第七<br>十、第七十二及び第<br>八十九に掲げるもの<br>を除く。）、あめだ<br>まのき、アルタボト<br>リス・モンテイロア<br>エ、アンテイデスマ<br>・ウエノスム、ウイ<br>クストロエミア・フ<br>イリレイフオリア、<br>エウクレア・ディウ<br>イノルム、エケベル<br>ギア・カペンシス、<br>オクシアンス・ザ<br>ングエバリクス、オ<br>ピリア・アメンタケ<br>ア、オリーブ、オー<br>ルスパイス、オレア<br>・ウツディアナ、カ<br>シューナツツ、カッ<br>シネ・シュヴァイン<br>フルテイアナ、キウ |
|            | 備考（対象とする検<br>疫有害動植物）<br>（略）   |

改正前

| 別表二（第九条関係） |  |
|------------|--|
| 地域         | 植物   |
| 一（略）       | アキー、アコカンテ<br>ラ・オツポシテイフ<br>オリア、アコカンテ<br>ラ・シンペリ、アジ<br>マ・テトラカクタ、<br>アボカド（付表第六<br>十、第六十四、第七<br>十及び第七十二に掲<br>げるものを除く。）、<br>あめだまのき、ア<br>ルタボトリス・モン<br>テイロアエ、アンテ<br>イデスマ・ウエノス<br>ム、ウイクストロエ<br>ミア・フィリレイフ<br>オリア、エウクレア<br>・ディウイノルム、<br>エケベルギア・カペ<br>ンシス、オクシアン<br>ツス・ザングエバリ<br>クス、オピリア・ア<br>メンタケア、オリー<br>ブ、オールスパイス<br>、オレア・ウツディ<br>アナ、カシューナツ<br>ツ、カッシネ・シュ<br>ヴァインフルテイア<br>ナ、キウイフルーツ |
|            | 備考（対象とする検<br>疫有害動植物）<br>（略）  |

---

---

イフルーツ、きばなき  
きょうちくとう、き  
んきじゆ、ククミス  
・デイプサケウス、  
くさとべら、グルー  
イア・トリコカルパ  
、コツキニア・ミク  
ロファイラ、コラロカ  
ルプス・エリプチク  
ス、ごれんし、ざく  
ろ、サラシア・エレ  
ガンス、ジャボチカ  
バ、スカエウオラ・  
プルミエリ、そらま  
め、てりはぼく、て  
んじくいぬかんこ、  
なつめやし、ナンセ  
、なんようざくら、  
にがうり、はてるま  
ぎり、ハルペフィル  
ム・カツフルム、フ  
イリキウム・デキピ  
エンス、フェイジョ  
ア、ブティア・エリ  
オスパタ、ブティア  
・カピタタ、フラゲ  
ラリア・グイネエン  
シス、フルエツゲア  
・ウイロサ、ブルケ  
ア・フェルギネア、  
ベルベリス・ホルス  
テイー、ペントロパ  
ロピリラ・ウンベル

---

---

---

---

、きばなききょうちく  
とう、きんきじゆ、  
ククミス・デイプサ  
ケウス、くさとべら  
、グルーイア・トリ  
コカルパ、コツキニ  
ア・ミクロファイラ、  
コラロカルプス・エ  
リプチクス、ごれん  
し、ざくろ、サラシ  
ア・エレガンス、ジ  
ャボチカバ、スカエ  
ウオラ・プルミエリ  
、そらまめ、てりは  
ぼく、てんじくいぬ  
かんこ、なつめやし  
、ナンセ、なんよう  
ざくら、にがうり、  
はてるまぎり、ハル  
ペフィルム・カツフ  
ルム、フィリキウム  
・デキピエンス、フ  
エイジョア、ブティ  
ア・エリオスパタ、  
ブティア・カピタタ  
、フラゲラリア・グ  
イネエンシス、フル  
エツゲア・ウイロサ  
、ブルケア・フェル  
ギネア、ベルベリス  
・ホルステイー、ペ  
ントロパロピリラ・  
ウンベルラタ、ボウ

---

---

---

---

ラタ、ボウレリア・  
ペテイオラリス、ポ  
ポー、ポリスファエ  
リア・パルウイフオ  
リア、マメーリンゴ  
、モノドラ・グラン  
デイデイエリ、ラン  
プロタムヌス・ザン  
グエバリクス、りゆ  
うがん、ルディア・  
マウリテイアナ、れ  
いし、いちじく属植  
物、インガ属植物、  
いんげん属植物、ヴ  
アングエリア属植物  
、かき属植物（付表  
第四十一に掲げるも  
のを除く。）、カリ  
ツサ属植物、くるみ  
属植物、くわ属植物  
、コッコロバ属植物  
、コーヒーノキ属植  
物、すぐり属植物、  
すのき（こけもも）  
属植物、とけいそう  
属植物、ドビアーリ  
ス属植物、ドリペテ  
ス属植物、なつめ属  
植物、にんめんし属  
植物、ばしよう属植  
物（成熟していない  
バナナの生果実を除  
く。）、パイヤ属

---

---

---

---

レリア・ペテイオラ  
リス、ポポー、ポリ  
スファエリア・パル  
ウイフオリア、マメ  
ーリンゴ、モノドラ  
・グランデイデイエ  
リ、ランプロタムヌ  
ス・ザングエバリク  
ス、りゆうがん、ル  
ディア・マウリテイ  
アナ、れいし、いち  
じく属植物、インガ  
属植物、いんげん属  
植物、ヴァングエリ  
ア属植物、かき属植  
物（付表第四十一に  
掲げるものを除く。  
）、カリツサ属植物  
、くるみ属植物、く  
わ属植物、コッコロ  
バ属植物、コーヒー  
ノキ属植物、すぐり  
属植物、すのき（こ  
けもも）属植物、と  
けいそう属植物、ド  
ビアーリス属植物、  
ドリペテス属植物、  
なつめ属植物、にん  
めんし属植物、ばし  
よう属植物（成熟し  
ていないバナナの生  
果実を除く。）、パ  
イヤ属植物（付表

---

---

植物（付表第一に掲げるものを除く。）  
、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四、第五十九及び第七十九に掲げるものを除く。）  
、ふともも属植物、マチン属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）  
、もちのき属植物、もまたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリズスを除く。）  
、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）  
、ばら科植物（付表第三及

第一に掲げるものを除く。）  
、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、びやくだん属植物、ふうちようぼく属植物、ふくぎ属植物、ぶどう属植物（付表第三、第五十四、第五十九及び第七十九に掲げるものを除く。）  
、ふともも属植物、マチン属植物、マンゴウ属植物（付表第二、第三十六、第四十三、第五十一及び第五十三に掲げるものを除く。）  
、もちのき属植物、もまたまな属植物、ユーゲニア属植物、わた属植物、あかてつ科植物、さぼてん科植物（イエローピタヤ及びヒロセレウス・ポリリズスを除く。）  
、なす科植物（付表第三及び第四十二に掲げるものを除く。）  
、ばら科植物（付表第三及び第三十一

|  |   |
|--|---|
|  | 二<br>(略)  |
| <p>び第三十一に掲げるものを除く。)及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。)の生果実</p> | <p>かんきつ類(げつきつ、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん(かんきつ)属植物並びにこれらの交雑種をいう。以下同じ。)(付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げるものを除く。)、あかぎ、アキー、アザダイラクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルパ、アボカド(付表第八十九に掲げるものを除く。)、あまめしば、アランギウム・キネンセ、アランギウム・サルウイフオリウム、アルタボトリス・シアメンシス、モ</p> |
|  | (略)   |

|   |   |
|---|---|
|   | 二<br>(略)  |
| <p>に掲げるものを除く。)及びみかん科植物(付表第四から第八まで、第三十九、第四十五、第五十六、第六十五、第七十三及び第七十八に掲げるものを除く。)の生果実</p> | <p>かんきつ類(げつきつ、からたち属植物、きんかん属植物及びみかん(かんきつ)属植物並びにこれらの交雑種をいう。以下同じ。)(付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げるものを除く。)、あかぎ、アキー、アザダイラクタ・エクセルサ、アフゼリア・クシロカルパ、アボカド、あまめしば、アランギウム・キネンセ、アランギウム・サルウイフオリウム、アルタボトリス・シアメンシス、アルタボトリス・モンテイロアエ、アルピニア・ムティカ、</p> |
|   | (略)   |

---

---

ンテイロアエ、アル  
ピニア・ムテイカ、  
アレンガ・ウエスタ  
ーハウテイー、イカ  
キナ・セネガレンシ  
ス、イクソラ・ジャ  
ワニカ、イクソラ・  
マクロテイルサ、い  
ちじく、いちじくぐ  
わ、いぬびわ、イル  
ビンギア・ガボネン  
シス、イルビンギア  
・マラヤナ、いんど  
めてんぐ、うどんげ  
のき、ウバリア・カ  
マエ、ウバリア・グ  
ランディフロラ、エ  
クスコエカリア・ア  
ガロカ、エラエオカ  
ルプス・ハイグロフ  
イルス、おうぎやし  
、おおいたび、おほ  
ばいぬびわ、おほば  
らいちご、おきなわ  
すずめうり、オクレ  
イナウクレア・メイ  
ンゲイイ、オピリア  
・アメンタケア、お  
らんだいちご、オリ  
ーブ、カカオノキ、  
カシューナッツ、が  
じゅまる、カツパリ  
ス・セピアリア、カ

---

---

---

---

アレンガ・ウエスタ  
ーハウテイー、イカ  
キナ・セネガレンシ  
ス、イクソラ・ジャ  
ワニカ、イクソラ・  
マクロテイルサ、い  
ちじく、いちじくぐ  
わ、いぬびわ、イル  
ビンギア・ガボネン  
シス、イルビンギア  
・マラヤナ、いんど  
めてんぐ、うどんげ  
のき、ウバリア・カ  
マエ、ウバリア・グ  
ランディフロラ、エ  
クスコエカリア・ア  
ガロカ、エラエオカ  
ルプス・ハイグロフ  
イルス、おうぎやし  
、おおいたび、おほ  
ばいぬびわ、おほば  
らいちご、おきなわ  
すずめうり、オクレ  
イナウクレア・メイ  
ンゲイイ、オピリア  
・アメンタケア、お  
らんだいちご、オリ  
ーブ、カカオノキ、  
カシューナッツ、が  
じゅまる、カツパリ  
ス・セピアリア、カ  
ツパリス・トメント  
サ、からすうり、キ

---

---

---

---

ツパリス・トメント  
サ、からすうり、キ  
オナンツス・パーキ  
ンソニー、キサント  
フィルム・アモエヌ  
ム、キサントフィル  
ム・フラウエスケン  
ス、キシメニア・ア  
メリカナ、きばなき  
ようちくとう、きゆ  
うり、きんきじゆ、  
ククルビタ・アルギ  
ロスペルマ、グネツ  
ム・グネモン、グメ  
リナ・エリプティカ  
、グメリナ・フィリ  
ツペンシス、グリコ  
スミス・ペンタフィ  
ラ、クリソバラヌス  
・イカコ、くろつぐ  
、くろみのおきなわ  
すずめうり、ケドロ  
ステイス・ヒルテラ  
（付表第七十四に掲  
げるものを除く。）  
、コツキニア・グラ  
ンデイス、こみのく  
ろつぐ、コルディア  
・ミクサ、コルディ  
ラ・ピンナータ、ご  
れんし、コロシント  
うり（付表第六十六  
に掲げるものを除く

---

---

---

---

オナンツス・パーキ  
ンソニー、キサント  
フィルム・アモエヌ  
ム、キサントフィル  
ム・フラウエスケン  
ス、キシメニア・ア  
メリカナ、きばなき  
ようちくとう、きゆ  
うり、きんきじゆ、  
ククルビタ・アルギ  
ロスペルマ、グネツ  
ム・グネモン、グメ  
リナ・エリプティカ  
、グメリナ・フィリ  
ツペンシス、グリコ  
スミス・ペンタフィ  
ラ、クリソバラヌス  
・イカコ、くろつぐ  
、くろみのおきなわ  
すずめうり、ケドロ  
ステイス・ヒルテラ  
（付表第七十四に掲  
げるものを除く。）  
、コツキニア・グラ  
ンデイス、こみのく  
ろつぐ、コルディア  
・ミクサ、コルディ  
ラ・ピンナータ、ご  
れんし、コロシント  
うり（付表第六十六  
に掲げるものを除く  
。）、ざくろ、さと  
うやし、サバ・コモ

---

---



---

---

。)、ぎくろ、さとうやし、サバ・コモレンシス、サバ・セネガレンシス、サラカやし、さるかけみかん、サントール、シトロフオーチュネラ・ミクロカルパ、しようべんのき、しろだも、すいか、スクレロカリア・ビレア、スコエフィア・フラグランス、せいようかぼちや(付表第六十七に掲げるものを除く。)、セルティス・テトランドラ、たいへいようぐるみ、たぶのき、デイレニア・オボバタ、デスモス・キネンシス、テトラクトミア・マジユス、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、てんにんか、とうぐわ、とかどへちま(付表第七十五に掲げるものを除く。)、トマト、トリファシア・トリフォリア、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのこれんし

---

---

---

---

レンシス、サバ・セネガレンシス、サラカやし、さるかけみかん、サントール、シトロフオーチュネラ・ミクロカルパ、しようべんのき、しろだも、すいか、スクレロカリア・ビレア、スコエフィア・フラグランス、せいようかぼちや(付表第六十七に掲げるものを除く。)、セルティス・テトランドラ、たいへいようぐるみ、たぶのき、デイレニア・オボバタ、デスモス・キネンシス、テトラクトミア・マジユス、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、てんにんか、とうぐわ、とかどへちま(付表第七十五に掲げるものを除く。)、トマト、トリファシア・トリフォリア、ナウクレア・オリエンタリス、ながばのこれんし、なし、なつめやし、なんようざくら、

---

---

---

---

、なし、なつめやし  
、なんようざくら、  
にがうり、ねぐろも  
も、ねじれふさまめ  
のき、ハエマトスタ  
フィス・バーテリ、  
はくさんぼく、バッ  
カウレア・ラケモサ  
、バツカウレア・ラ  
ミフロラ、パイヤ  
（付表第一、第十一  
及び第十二に掲げる  
ものを除く。）は  
まいぬびわ、はまび  
わ、パラミグニア・  
アンダマニカ、パリ  
ナリ・アナメンシス  
、ひようたんのき、  
ひろはふさまめのき  
、びわ、びんろうじ  
ゆ、ファグラエア・  
ケイラニカ、ファグ  
ラエア・ラケモサ、  
フィクス・エリゴド  
ン、フィクス・オツ  
トニーフォリア、フ  
イクス・グロツスラ  
リオイデス、フィク  
ス・コンカテイアン  
、フィクス・ヒスピ  
ダ、フィクス・ベン  
ジャミナ、フィサリ  
ス・ミニマ、フェイ

---

---

---

---

にがうり、ねぐろも  
も、ねじれふさまめ  
のき、ハエマトスタ  
フィス・バーテリ、  
はくさんぼく、バッ  
カウレア・ラケモサ  
、バツカウレア・ラ  
ミフロラ、パイヤ  
（付表第一、第十一  
及び第十二に掲げる  
ものを除く。）は  
まいぬびわ、はまび  
わ、パラミグニア・  
アンダマニカ、パリ  
ナリ・アナメンシス  
、ひようたんのき、  
ひろはふさまめのき  
、びわ、びんろうじ  
ゆ、ファグラエア・  
ケイラニカ、ファグ  
ラエア・ラケモサ、  
フィクス・エリゴド  
ン、フィクス・オツ  
トニーフォリア、フ  
イクス・グロツスラ  
リオイデス、フィク  
ス・コンカテイアン  
、フィクス・ヒスピ  
ダ、フィクス・ベン  
ジャミナ、フィサリ  
ス・ミニマ、フェイ  
ジョア、フラクール  
ティア・ルカム、ブ

---

---

---

---

ジヨア、フラクール  
テイア・ルカム、ブ  
レイニア・ラケモサ  
、ブレオニア・キネ  
ンシス、ヘイネア・  
トリジュガ、へちま  
（付表第七十六に掲  
げるものを除く。）  
、ペポかぼちや（付  
表第六十八に掲げる  
ものを除く。）、ベ  
ルノキ、ポリアルテ  
イア・ロンギフオリ  
ア、ホリガルナ・ク  
ルツイー、まるばち  
しやのき、まるめろ  
、マンメア・シアメ  
ンシス、ミクソピル  
ム・スミラキフオリ  
ウム、ミクロコス・  
トメントサ、めじろ  
ほおずき、メロン、  
ももたまな、モモル  
ダイカ・バルサミナ  
、やえやまあおき、  
やぶにつけい、やま  
もも、ゆうがお（付  
表第六十九に掲げる  
ものを除く。）、ら  
んばい、ランブータ  
ン、りゆうがん（付  
表第七十七に掲げる  
ものを除く。）、り

---

---

---

---

レイニア・ラケモサ  
、ブレオニア・キネ  
ンシス、ヘイネア・  
トリジュガ、へちま  
（付表第七十六に掲  
げるものを除く。）  
、ペポかぼちや（付  
表第六十八に掲げる  
ものを除く。）、ベ  
ルノキ、ポリアルテ  
イア・ロンギフオリ  
ア、ホリガルナ・ク  
ルツイー、まるばち  
しやのき、まるめろ  
、マンメア・シアメ  
ンシス、ミクソピル  
ム・スミラキフオリ  
ウム、ミクロコス・  
トメントサ、めじろ  
ほおずき、メロン、  
ももたまな、モモル  
ダイカ・バルサミナ  
、やえやまあおき、  
やぶにつけい、やま  
もも、ゆうがお（付  
表第六十九に掲げる  
ものを除く。）、ら  
んばい、ランブータ  
ン、りゆうがん（付  
表第七十七に掲げる  
ものを除く。）、り  
んご、れいし（付表  
第十三、第十四及び

---

---

んご、れいし（付表第十三、第十四及び第七十一に掲げるものを除く。）、レピサントス・テトラフィラ、レピサントス・ルビギノサ、わんぴ、あかたねのき属植物、かき属植物、ぐカリツサ属植物、ぐみ属植物、コーヒーノキ属植物、さくら属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物（付表第六十三に掲げるものを除く。）、にんめんし属植物、ばしよう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、ヒロセレウス属植物（イエローピタヤ並びに付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。）、ふくぎ属植物（付表第四十に掲げるも

第七十一に掲げるものを除く。）、レピサントス・テトラフィラ、レピサントス・ルビギノサ、わんぴ、あかたねのき属植物、かき属植物、ぐカリツサ属植物、ぐみ属植物、コーヒーノキ属植物、さくら属植物、とうがらし属植物、とけいそう属植物、なす属植物、なつめ属植物（付表第六十三に掲げるものを除く。）、にんめんし属植物、ばしよう属植物（成熟していないバナナの生果実を除く。）、ばんじろう属植物、ばんのき属植物、ばんれいし属植物、ひいらぎとらのお属植物、ヒロセレウス属植物（イエローピタヤ並びに付表第五十二及び第五十五に掲げるものを除く。）、ふくぎ属植物（付表第四十に掲げるもの属植物（付表第三

|   |           |  |
|---|-----------|--|
| 付表<br>一〇八十八 (略)<br>八十九 南アフリカ共和国から発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて農林水産大臣が定める基準に適合しているもの | 三〇二十三 (略) |  |
|   | (略)       | のを除く。)、ぶどう属植物(付表第三十二及び第五十四に掲げるものを除く。)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。)、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、リカーニア属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実 |
|   | (略)       |  |

|                         |           |  |
|-------------------------|-----------|--|
| 付表<br>一〇八十八 (略)<br>(新設) | 三〇二十三 (略) |  |
|                         | (略)       | 十二及び第五十四に掲げるものを除く。)、ふともも属植物、マンゴウ属植物(付表第十五から第十七まで、第三十六、第四十八、第五十、第五十七及び第六十一に掲げるものを除く。)、ユーゲニア属植物、ランサ属植物、リカーニア属植物、ロリニア属植物及びあかてつ科植物の生果実 |
|                         | (略)       |  |

附 則

この省令は、公布の日から施行する。